四　都道府県の救急医療計画に基づき法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが整備し、運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一九二、七〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額

五　公的病院等であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　新生児特定集中治療室等の有する病床の数	六、五〇〇、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる室の有する病床の数	五、二〇〇、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床の数	三、四三五、〇〇〇円
四　新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床の数	二、七五〇、〇〇〇円

六　公的病院等であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、五七五、〇〇〇円を乗じて得た額

七　公的病院等であつて感染症病床を有するものについて、感染症病床の数として総務大臣が調査した許可病床の数に四、二五一、〇〇〇円を乗じて得た額

道府県等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額）のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

四十七　医師の派遣を受けることに要する経費があること。

四十八　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費及び救済給付（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三条に規定する救済給付をいう。）の支給に要する費用に充てるために独立行政法人環境再生保全機構に対して拠出する資金の財源に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

三　都道府県の救急医療計画に基づき法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが整備し、運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一五四、九〇六、〇〇〇円を乗じて得た額

四　公的病院等であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　新生児特定集中治療室等の有する病床の数	五、三〇五、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる室の有する病床の数	四、二四五、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床の数	二、八〇五、〇〇〇円
四　新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床の数	二、二四三、〇〇〇円

五　公的病院等であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、二六七、〇〇〇円を乗じて得た額

六　公的病院等であつて感染症病床を有するものについて、感染症病床の数として総務大臣が調査した許可病床の数に四、二五一、〇〇〇円を乗じて得た額

道府県等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額）のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

四十九　医師の派遣を受けることに要する経費があること。

五十　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費及び救済給付（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三条に規定する救済給付をいう。）の支給に要する費用に充てるために独立行政法人環境再生保全機構に対して拠出する資金の財源に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。